専決第２号

専　決　処　分　書

支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について

訴えの提起については，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により，議会の議決を要すべきところ，その処置に特に緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がなかったので，同法第１７９条第１項の規定により，下記のとおり専決処分する。

記

１　事件名　学校給食費請求事件

２　裁判所　伊丹簡易裁判所

３　相手方

⑴　被告

⑵　被告

４　理由　相手方は，学校給食費を滞納しており，再三の催告にも応じないため，支払督促の申立てによりその徴収を図ったところ，相手方が督促異議を申し立てたため，民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第３９５条の規定により，支払督促の申立ての時に遡って訴えの提起があったとみなされたもの。

令和８年２月３日

伊丹市長　中　田　　慎　也